

2016年5月1日現在

明治大学法科大学院概況（2016年度）

1 設置者

学校法人明治大学

2 文部科学省設置認可時の正式名称

明治大学大学院法務研究科法務専攻

3 教育上の基本組織

明治大学法科大学院は、組織的には法学部からも、従来の研究者養成型大学院からも独立した教育機関である。本学の大学院は、従来の研究者養成型大学院、法科大学院、及び3研究科を有する専門職大学院から構成される。

なお、法科大学院には、機関の長として、法科大学院長が置かれている。

4 教員組織

		専任教員数					助手等	設置基準上 必要専任 教員数	専任教員 1人当たりの 学生数	兼担 教員数	兼任 教員数	備考
		教授	准教授	講師	助教	計						
専 任 教 員 の 内 訳	専任教員 (研究者)	28	0	0	0	28	※24					
	専任教員 (法学部兼籍)	0	0	0	0	0						
	専任教員 (実務家)	7	0	0	0	7						
	みなし専任 (特任)教員	7	0	0	0	7						
合 計		42	0	0	0	42	※24	31	4.55	13	22	

※助手等は「教育補助講師」

5 入学定員，収容定員及び在籍者数

(1) 入学定員 120名（未修者約40名，既修者約80名）

(2) 収容定員 460名（入学定員×3）

※入学定員について，2015年度以前は170名（未修者約40名，既修者約80名）であった。

(3) 在籍者数 191名(未修者82名,既修者109名)

6 入学者選抜

(1) アドミッションポリシー

○本法科大学院の理念と求められる人材

本法科大学院は建学の精神である「権利自由」「独立自治」の理念の下、人権を尊重し「個」を大切にする法曹の養成を目標とし、とくに「企業法務」「知的財産」「ジェンダー」「環境」「医事・生命倫理」の5分野に力を入れています。入学者選抜においては、正義感にあふれ、批判的精神をもって社会を見つめ、独立の気概をもって法に取り組む人材を求めています。

○対象とされる受験者

大学卒業でないし卒業見込みの者、もしくは大学卒業者と同等以上の学力を有する者と本法科大学院が認めた者や大学3年次に在学している者で、優れた成績を修めた者(いわゆる飛び級)などです。また、法科大学院入試を受験するためには、適性試験管理委員会の実施する「法科大学院全国統一適性試験」を受験していなければなりません。

○入学試験における留意点

本法科大学院の入学試験では、未修者コースでは将来性と多様性に、既修者コースでは法学の基礎を身につけているかに重点を置いています。

未修者コースの一般選抜入試では、法律知識を前提としない小論文を課しており、ここでは、法解釈や判例の知識は問われないものの、社会生活を営んでいくうえでの法的なセンスや人権感覚、論理的思考力などが問われます。未修者コースの社会人入試では、面接試験により、同様の能力が問われます。既修者コースでは、憲法・民法・刑法の3科目について、論文式試験により、法律知識の基礎、論理構成力などが問われます。

いずれのコース及び選抜方式においても、書類選考により学業成績、社会的活動、資格及び法曹としての資質・意欲・将来性を評価します。

(2) 入学者選抜方法

ア 2016年度入学者

入学者の選抜は、一般選抜入試については、書類選考と筆記試験から成り、社会人入試については、書類選考と面接試験から成る。(但し、2016年度は、社会人入試の受験者はなかった。)

書類選考では、法科大学院適性試験の成績ほか、学部時代の学業成績、社会的活動の実績、本法科大学院の重点領域に関連する資格、法曹としての資質・意欲・将来性など、多面的な視角から総合的に評価し、前途有為な人材を選抜している。

(ア) 法学未修者コース(3年制)

法学未修者コースでは将来性と多様性に重点を置いている。筆記試験では、法律知識を前提としない小論文を課している。ここでは、法解釈や判例の知識は問

われないが、社会生活を営んでいく上での法的なセンスや人権感覚などは問われる可能性がある。

(イ) 法学既修者コース（2年制）

法学既修者コースでは法学の基礎を身につけているかに重点を置いている。法学検定試験委員会主催の「法学既修者試験」の成績など、法的知識が必要とされる資格・各種国家試験・検定試験の成績も考慮して、法律基本科目に関する法的知識の修得度を判断している。

筆記試験では、憲法、民法、刑法の3科目につき論文式試験を課し、法的知識の正確性と法的思考の展開力を探る（これら3科目が入学後の単位免除科目となる）。

イ 2017年度入学試験における変更点* 4月29日公表済

(ア) 入学試験日程について

I期入試、II期入試の2回に分けて実施し、受験の機会を増やし、法学未修者を対象に社会人入試も実施する。

I期入試、II期入試の日程は、それぞれ次のとおり。

法学未修者コース、法学既修者コースの入学試験は同日に実施し、両コースの併願も可能である。

(1) I期入試

ア 一般選抜入試

出願期間	7月12日(火)～7月19日(火)
筆記選考	8月6日(土)
合格発表	8月23日(火)

イ 社会人入試

出願期間	7月12日(火)～7月19日(火)
面接選考	8月6日(土)
合格発表	8月23日(火)

(2) II期入試

ア 一般選抜入試

出願期間	9月16日(金)～9月26日(月)
面接選考	10月16日(日)
合格発表	10月31日(月)

(イ) 筆記試験について

(1) 法学未修者コース

< I期入試 >

法科大学院全国統一適性試験第4部の提出を必須とする。

法科大学院全国統一適性試験第1回及び第2回の両方を受験した方は、両方の回の答案を提出することも、受験生自身の判断でいずれかの回の答案のみを提出することも差し支えない。本学が実施する筆記選考（小論文試験）の受験は任意とする。

提出された法科大学院全国統一適性試験第4部及び本学が実施する小論文試験について、いずれも120点満点で採点し、得点が最も高いものを筆記試験の得点とする。

<Ⅱ期入試>

本学が実施する筆記選考（小論文試験）を120点満点で採点し、その得点を筆記試験の得点とする。法科大学院全国統一適性試験第4部の提出は認めない。

(2) 法学既修者コース

法学既修者コースは従来どおり、憲法、民法、刑法の3科目とする。

(ウ) 募集人員について

募集人員は、120名（法学既修者コース約80名・法学未修者コース約40名）とする。

期	入試の種類	法学既修者コース	法学未修者コース
Ⅰ期入試	一般選抜入試	60名	20名
	社会人入試		10名
Ⅱ期入試	一般選抜入試	20名	10名
合計		80名	40名

(エ) 法科大学院全国統一適性試験の取扱いについて

(1) 最低基準点について

出願条件として、最低基準点を設定しないこととする。合否判定において、適性試験総受験者の下位から最大でも概ね15%を目安に最低基準点を設け、最低基準点を下回る者は不合格とする。

(2) 適性試験第4部の取扱いについて

以下の入試のみ、提出を必須とする。

対象:<Ⅰ期入試>一般選抜入試 法学未修者コース ((イ)筆記試験について(1) 法学未修者コース 参照)

(オ) 配点について

書類選考における、「法曹としての資質・意欲・将来性」の配点を法学既修者コースについては60点に、法学未修者コースについては40点に変更する。また、「法科大学院全国統一適性試験（第1～3部）」の配点を法学未修者コースについては50点に変更する。

(3) 2016年度入学試験データ ()内は女子数

	既修者	未修者	合計
募集人員	80	40	120
志願者数	211 (46)	91 (29)	302 (75)
合格者数	182 (40)	85 (22)	267 (62)
入学者数	43 (10)	9 (2)	52 (12)

(4) 配点基準

<一般選抜入試>

【未修者コース】	筆記試験（小論文）	120点
	書類選考	120点
	内訳：全国統一適性試験	60点
	：学業成績	20点
	：社会的活動	10点
	：資格	10点
	：法曹としての資質・意欲・将来性	20点
【既修者コース】	筆記試験	200点
	内訳：憲法	60点
	刑法	60点
	民法	80点
	書類選考	170点
	内訳：全国統一適性試験	50点
	：学業成績	20点
	：社会的活動	10点
	：資格	10点
	：法曹としての資質・意欲・将来性	40点

<一般選抜入試>

【未修者コース】	面接試験	120点
	書類選考	120点
	内訳：全国統一適性試験	60点
	：学業成績	20点
	：社会的活動	10点
	：資格	10点
	：法曹としての資質・意欲・将来性	20点

(5) 適性試験の平均点及び最低点

	最低点	平均点
既修	138	201.3
未修	138	192.6

7 標準修了年限

3年（法学既修者コースは2年）

8 教育課程及び教育方法

(1) 開講形態

昼間開講。1 時限 90 分授業。

1 時限	2 時限	3 時限	4 時限	5 時限
9:00～10:30	10:40～12:10	13:00～14:30	14:40～16:10	16:20～17:50

(2) 教育課程

ア 理論的教育と実務的教育の架橋

本法科大学院における理論的教育と実務的教育の「架橋」教育は、まず1年次・2年次において、法律知識の体系的理解とその論理的展開を中心とした理論的教育を行い、それを基礎として2年次・3年次において、法律実務につなげる一方で、法律実務の観点から法理論を捉え、法理論的教育に反映するという連携教育が重要であると考へて、これを機軸としている。

イ 授業科目

(ア) 法律基本科目

憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の分野について、それぞれ講義・演習科目を必修科目として開設している。2015年度入学者からカリキュラム改正を行い、1年次配当で憲法、民法、刑法の講義科目を開設し、行政法、民事訴訟法及び刑事訴訟法の講義科目を2年次配当としている。商法は会社法を2年次配当とし、手形法を3年次配当としている。演習科目は憲法、民法、刑法、刑事訴訟法は2年次配当、行政法、商法、民事訴訟法は3年次配当である。法律基本科目の体系的知識の修得と、それを自在に活用できるまでの深い理解に到達することができるように、段階を踏みながら、また、理論と実務の架橋を図りながら、指導している。なお、初めて民事訴訟法・刑事訴訟法の学習を始める学生向けに、「訴訟法基礎」（1年秋学期集中）を選択科目として開設している。

法律基本科目については、そのほかに各法「展開演習」を3年春学期・秋学期に選択科目として開設している。これは、法科大学院教育の仕上げである3年次の重要な応用型の科目であり、法曹有資格者をを目指す者にとって必須とされる問題発見能力、問題解決能力のほか、とりわけ司法試験に実践的に対応できる論述表現能力を養うための総仕上げを目的としたものである。また、各法「総合指導Ⅰ・Ⅱ」を2年次・3年次を対象（履修可能学年は科目ごとに指定）に開設しているが、これは、基本的な法知識と法的思考力を確実に身に付けさせた上で、それを基礎とした更なる問題発見能力や問題解決能力の涵養と向上を図ることによって専門知識を一層深化させることを目的として、学修到達度に即応した多様な内容の授業を展開している科目である。2013年度からは各法に「基礎演習」を1年次・2年次を対象（履修可能学年は科目ごとに指定、2単位選択科目）に開講しているが、これは、主として基礎力が不足し、あるいはその補強を必要としている学生を対象とし、基

礎・基本となる事項を確認させつつ基本的な法知識と法的思考力を修得させ、基礎力を徹底して培うことを目的とする科目である。司法試験合格率を向上させるためには、未修者教育を一層充実させるとともに、既修者の法律基本科目に関する基礎的な知識・理解や法的思考能力を徹底的に培うことが喫緊の課題であるため、基礎演習科目の意義・役割はとりわけ重要なものになっている。

(イ) 法律実務基礎科目

法曹としての実務に必要な専門的知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるために、必修科目として「法曹倫理」「事実と証明Ⅰ（民事）」「事実と証明Ⅱ（刑事）」を、選択必修科目として「模擬裁判（民事）」「模擬裁判・法文書作成（刑事）」「法曹実務演習Ⅰ」「法曹実務演習Ⅱ」「ローヤリング」「行政訴訟実務」を、選択科目として「法情報調査」「要件事実・事実認定論」「民事法文書作成Ⅰ」「民事法文書作成Ⅱ」「企業法務文書作成」「知的財産訴訟実務」「不動産登記実務」を開設し、法実務実践教育を行っている。担当教員は、弁護士・裁判官経験者・検察官・外国法事務弁護士の実務家教員を中心に構成されている。法律基本科目などの理解を前提にして、法理論教育と法実務教育が適切に連携できるように配慮している。

(ウ) 基礎法学・隣接科目

法の構造、法思想、法の役割、法の歴史などの基礎法学、世界的視野での法制度比較、経済、政治、公共政策などの隣接科学を学び、広い視野を持った法曹を養成することを意図した科目群である。このために、「司法制度論」「法哲学」「法社会学」「日本法史」「日本近代法史」「東洋法史」「西洋法史」「比較法制度論Ⅰ（アメリカ）」「比較法制度論Ⅱ（ヨーロッパA）」「比較法制度論Ⅱ（ヨーロッパB）」「比較法制度論Ⅲ（アジア）」「法と公共政策」「法と経済」「立法と政治」を選択必修科目として開設している。

(エ) 展開・先端科目

70を超える科目を、選択必修科目ないし選択科目として開設している。グループ分けをすれば、「企業関係法務」「知的財産関係法務」「ジェンダー関係法務」「環境関係法務」「医事生命倫理関係法務」の5分野の専門法曹を養成する科目を中心に、「国際関係法務」「倒産関係法務」「租税関係法務」「経済法関係法務」「犯罪学・少年法関係法務」「サイバー法関係法務」などになる。いずれの科目も、現代的な諸問題について深く洞察し、適切に対応できる能力を養成することを意図している。

(3) 教育方法

ア 講義形式

自主学習と授業との一体化のための「E-learning 自主学習教育システム」を活用することを推奨し、研究者教員による体系的レクチャーを中心に、1クラス最大40名（法律基本科目群及び実務基礎科目群の必修科目）での双方向授業を実施する。

なかでも、法曹実務は弁護士・裁判官・検察官の三者で異なるところがあるので、

3年次配当の「法曹倫理」、2年次配当の「事実と証明Ⅰ（民事）」及び「事実と証明Ⅱ（刑事）」では、三者によるオムニバス方式の授業を行う。

イ 演習形式

1クラス約20名で、課題別に、ケース・メソッドやソクラテス・メソッド方式の討論中心の授業を実施する。

ウ 実践形式

実務基礎科目群のうち、「法情報調査」は、集中授業で少人数クラスによる法情報検索実践、「模擬裁判（民事）」、「模擬裁判・法文書作成（刑事）」は、民事系実務家教員、刑事系実務家教員がそれぞれの科目について担当し、受講生の主体的な協議・決定の下で各種の手続選択等を行う。「法曹実務演習1」は、法律事務所等への派遣による法曹実務実践を実施する。「法曹実務演習2」は、行政機関において実務を実践する。

エ 個別指導方式

学生からの問題提起や疑問などに応じて学生主導・対応形式で研究・学習指導を行う。

（4）履修制限単位数

【2014年度以前入学者】

履修制限	1年次	2年次	3年次	合計	修了要件単位数
単位数	42	36	40	118	93

※1年次の履修については、38単位を越えて履修登録する際は、法律基本科目の「基礎演習科目」に限る。

【2015年度以降入学者】

履修制限	1年次	2年次	3年次	合計	修了要件単位数
単位数	42	未修者 40 既修者 42	44	未修者 126 既修者 86	101

※1年次の履修については、38単位を越えて履修登録する際は、法律基本科目の「基礎演習科目」に限る。

※2年次未修者の履修については、36単位を超えて履修登録する際は、法律基本科目群の「基礎演習科目」及び「総合指導科目」に限る。

9 成績評価及び課程の修了

（1）成績評価

S・A・B・Cを合格とし、Fを不合格とする。

「S」：非常によく達成している（100～90点）

「A」：よく達成している（89～80点）

「B」：達成している（79～70点）

「C」：目標の最低限は達成しているものの、不十分な点がある（69～60点）

「F」：達成していない（60点未満）

なお、評価「S」は総履修者の10%以内に付与することとし、「S」「A」を併せて総履修者の35%程度とする。また、「B」については総履修者の45%程度、「C」については総履修者の20%程度に付与する。

（2）進級要件

ア 1年次から2年次への進級要件

入学年度により要件が異なる。

《2014年度以前入学者》

1年次に配当されている必修科目の総単位数の5分の4（24単位）以上を修得するとともに必修科目のGPAで1.4以上を修得しなければならない。

原級した場合は、B・C・F・Tの評価となった必修科目の修得単位は全て無効となる。

《2015年度以降入学者》

1年次に配当されている必修科目の総単位数の5分の4（18単位）以上を修得するとともに必修科目のGPAで1.5以上を修得しなければならない。

原級した場合は、B・C・F・Tの評価となった必修科目の修得単位は全て無効となる。

イ 2年次から3年次への進級要件

入学年度及び法学未修者と法学既修者により要件が異なる。

《2013年度以前入学者》

(ア) 法学未修者については、1年次に配当されている必修科目のすべての単位、及び2年次に配当されている必修科目の総単位数の5分の4（23単位）以上を修得しなければならない。

(イ) 法学既修者については、2年次に履修するべき必修科目の総単位数の5分の4（24単位）以上を修得しなければならない。

《2014年度入学者》

(ア) 法学未修者については、1年次に配当されている必修科目のすべての単位、及び2年次に配当されている必修科目の総単位数の5分の4（23単位）以上を修得するとともに2年次に配当されている必修科目のGPAで1.8以上を修得しなければならない。

原級した場合は、B・C・F・Tの評価となった必修科目の修得単位は全て無効となる。

(イ) 法学既修者については、2年次に履修するべき必修科目の総単位数の5分の4（24単位）以上を修得するとともに必修科目のGPAで1.8以上を修得しな

なければならない。

原級した場合は、B・C・F・Tの評価となった必修科目の修得単位は全て無効となる。

《2015年度以降入学者》

(ア) 法学未修者については、1年次に配当されている必修科目のすべての単位、及び2年次に配当されている必修科目の総単位数の5分の4（24単位）以上を修得するとともに2年次に配当されている必修科目のGPAで1.8以上を修得しなければならない。

原級した場合は、B・C・F・Tの評価となった必修科目の修得単位は全て無効となる。

(イ) 法学既修者については、2年次に履修すべき必修科目の総単位数の5分の4（24単位）以上を修得するとともに必修科目のGPAで1.8以上を修得しなければならない。

原級した場合は、B・C・F・Tの評価となった必修科目の修得単位は全て無効となる。

(3) 退学制度について

本法科大学院は、任意退学、懲戒退学のほか、成績不良により退学となる制度を設けている。

教授会において定める進級要件を満たさないことにより同一年次に引き続き2年間（休学の期間は除く。）在学する学生が、なお進級できない場合は、その年度末において退学させる。

また、以下の要件に当てはまる場合は、退学勧告を行う。

ア 正当な理由なく1年次において必修科目の修得単位数が3分の1に満たなかった場合（2014年度以前入学者は10単位未満、2015年度以降入学者は8単位未満）。

イ 正当な理由なく2年次において2年次に配当されている必修科目の修得単位数が3分の1に満たなかった場合（10単位未満）。

(4) 修了要件

《2014年度以前入学者》

- ① 修了に必要な単位数は93単位とする（法学既修者はうち28単位は免除）。
- ② 必修科目60単位を修得しなければならない。
- ③ 実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群及び展開・先端科目群から31単位以上を修得しなければならない。
- ④ 選択必修科目として、実務基礎科目群及び基礎法学・隣接科目群から4単位以上を、展開・先端科目群の選択必修科目から12単位以上を修得しなければならない。

い。

《2015年度以降入学者》

- ① 修了に必要な単位数は101単位とする。
- ② 必修科目62単位を修得しなければならない。
- ③ 実務基礎科目群，基礎法学・隣接科目群及び展開・先端科目群から31単位以上を修得しなければならない。
- ④ 選択必修科目として，法律基本科目群の公法系，民事系及び刑事系の展開演習科目からそれぞれ2単位，計6単位以上を，実務基礎科目群及び基礎法学・隣接科目群からそれぞれ4単位以上を，展開・先端科目群から12単位以上を修得しなければならない。
- ⑤ 入学時に十分な実務経験を有する者で，法科大学院教授会がそれまでの実務経験等を評価した上で適当と認めた場合には，当該実務経験に相当する展開・先端科目群の科目に代わり，法律基本科目群の科目を履修することができる。

(5) 学位

法務博士（専門職）

10 学費及び奨学金の学生支援制度

(1) 学費（2016年度入学諸費用）

入学金（初年度のみ） 200,000円

授業料 1,160,000円

教育充実料 180,000円

学生健康保険互助組合費 2,500円

年額1,542,500円（初年度）

(2) 奨学金

ア 明治大学法科大学院給費奨学金A（新入生）

採用予定者数 約20名

対象 優秀な人材を確保する観点から，既修者コース合格者のうち入学試験の成績上位者

採用候補者発表 合格発表時に個別に通知する。

給付額 年間授業料相当額（116万円）

給付期間 標準修業年限（2年間）

ただし，次年度については前年度の成績により継続給付を取り消すことがある。

留意事項 日本学生支援機構奨学金「第一種奨学金（無利子）」「第二種奨学金（有利子）」との併用は可能である。

- イ 明治大学法科大学院給費奨学金B（新入生）
- 採用予定者数 約40名
- 対象 優秀な人材を確保する観点から、既修者・未修者コース合格者のうち入学試験の成績上位者（明治大学法科大学院給費奨学金A採用者を除く）
- 採用候補者発表 合格発表時に個別に通知する。
- 給付額 上限50万円
- 給付期間 標準修業年限（既修者コース2年間、未修者コース3年間）
ただし、次年度については前年度の成績により継続給付を取り消すことがある。
- 留意事項 日本学生支援機構奨学金「第一種奨学金（無利子）」「第二種奨学金（有利子）」との併用は可能である。
- ウ 明治大学法科大学院給費奨学金（在学学生）
- 採用予定者数 若干名
- 対象 在学する2年生（未修者）と3年生の成績優秀者（明治大学法科大学院給費奨学金A受給者を除く）
- 採用方法 在学学生の学業を奨励する観点から、前年度の学業成績（必修科目GPA）に基づき採用する。
- 採用候補者発表 12月に掲示で発表する。
- 給付額 年間50万円を超えない額
- 給付期間 当該年度限り
- 留意事項 日本学生支援機構奨学金「第一種奨学金（無利子）」「第二種奨学金（有利子）」との併用は可能である。
- エ 日本学生支援機構奨学金
第一種奨学金（無利子貸与）
第二種奨学金（有利子貸与）
※詳細は日本学生支援機構ホームページ参照

1.2 修了者の進路及び活動状況

- (1) 2015年度修了者数（2015年9月、2016年3月）
69名（法学未修者コース50名、法学既修者コース19名）
- (2) 平成27年司法試験（2015年）
受験者363名、合格者53名

以上